

只木ゼミ前期第4問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

1. 弁護レジュメ1頁26行目「偶然防衛が成立する場面において、内心において何ら犯罪者と異なるところはないのに正当防衛が成立し違法性が阻却されうるという不合理を回避することができる。」とあるが、弁護側の立場であればいわゆる偶然防衛のような場面であっても、正当防衛が成立すると認定した方が被告人の利益に与する結果となる。そうであるにもかかわらず、行為者の内心のみを理由に、違法性阻却を認めるべきではないと考える根拠はどこにあるのか。
2. 弁護レジュメ2頁11行目以下において「刑事裁判において、緊迫した現場での過剰防衛行為に対しては、行為自体は防衛の必要性を超えていた（=違法性はある）。しかし突発的で恐怖に駆られた状況下での行動であり、冷静な判断が困難（=責任が限定される）なケースが多く、このようなケースでは、違法性と責任の両面がともに軽減されているという実態があり…」と述べられており、行為自体が違法性を備えていても、責任が限定されるケースにおいては違法性までも軽減される実態があるものとしている。しかし、犯罪の構成要素としての違法性と責任は別個の要素であるのに、なぜ責任が限定される際には違法性も共に軽減されると考えられるのか。

以上